池田市・鳥取市スポーツ少年団交流親善軟式野球大会等補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、池田市・鳥取市スポーツ少年団交流親善軟式野球大会等補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和４２年鳥取市規則第１１号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付目的）

第２条　本補助金は、スポーツ少年団交流親善軟式野球大会及びこれに伴い行われる体験活動の開催を通して池田市と鳥取市の西部地域（合併前の気高町、鹿野町及び青谷町の区域をいう。）との交流の活性化を図ることを目的として交付する。

（補助対象者）

第３条　本補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、青谷町スポーツ少年団指導者協議会とする。

（補助対象事業）

第４条　本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が開催する池田市と鳥取市の西部地域とのスポーツ少年団交流親善軟式野球大会等交流事業とする。

（補助金の算定等）

第５条　本補助金は、補助対象事業に要する経費から助成金等の本補助金以外の収入に相当する額を減じた額に１０分の１０を乗じて得た額（その額に１，０００円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額とする。）以内で算定し、予算の範囲内で交付する。ただし、５万４，０００円を限度とする。

（交付申請）

第６条　規則第４条の規定による本補助金の交付申請は、毎年８月１０日までに行わなければならない。

（着手届を要しない場合）

第７条　規則第１０条第１項第３号の市長が別に定める場合は、同項第１号又は第２号に規定する補助事業以外のすべての事業に係る場合とする。

（実績報告）

第８条　規則第１２条の規定による本補助金の実績報告は、補助対象事業の完了、中止又は廃止の日から３０日を経過する日までに行わなければならない。

（雑則）

第９条　この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は別に定める。

附　則

この要綱は、平成１７年８月１日から施行し、平成１７年度の補助金から適用する。

附　則

この要綱は、平成２１年４月１日から施行し、平成２１年度の補助金から適用する。